

第1章 障害者自立支援法とは

1. 制度の狙い

「障害者自立支援法」は次のような狙いをもって制定されました。

- 障害者の福祉サービスを「一元化」
 - ・ サービス提供主体を市町村に一元化
 - ・ 障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）に拘わらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを共通の制度により提供
- 障害者がもっと「働ける社会」に
 - ・ 一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援
- 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」
 - ・ 市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する
- 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
 - ・ 支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化・明確化する
- 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」
 - ・ 障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける
- 国の「財政責任の明確化」
 - ・ 福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める

2. 新しい制度の概要

新しい制度について、見直し・改正点を中心に整理すると次のとおりです。

障害福祉サービスに係る新しいしくみの創設

- 身体・知的・精神といった障害種別にとらわれない、自立支援のための共通の各種障害福祉サービスについて、統一したしくみを構築
- サービス等提供体制確保に関する障害福祉計画の策定 ⇒ 平成18年10月～

サービスの支給決定方式の見直し

- 市町村を基礎とした重層的な障害者相談支援体制の確立
- サービスの決定について、市町村又は広域での「審査会」の設置
- 障害程度区分の設定

費用負担のあり方を見直し

- 福祉サービスに係る応益負担の導入 ⇒ 平成18年4月～
- 入所施設の負担の見直し ⇒ 平成18年4月～
- 障害に係る公費負担医療の見直し ⇒ 平成18年4月～

サービス給付を新たな体系に再編 ⇒ 平成18年4月～

- 自立支援給付
 - ・介護給付、訓練等給付、自立支援医療費の給付、補装具の支給等に係る個別給付
- 地域生活支援事業
 - ・地域の特性や利用者の状況に応じた支援事業

機能に着目した施設制度・事業の抜本的な改革

- 既存の施設を、大きく「日中活動の場」と「住まいの場」に分け、それぞれで機能に応じた各種支援事業を行う ⇒ 平成18年10月から段階的に移行

3. 障害者自立支援法による新しいサービス体系

「障害者自立支援法」に基づくサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。（下図：「障害者自立支援法のサービス体系」参照）

「自立支援給付」は、これまでの支援費制度によるサービスなど障害者自立支援の中心となるサービス群で、国の事業として国からは国庫負担金（義務的経費）が支出されます。

「居住系サービス」「日中活動系サービス」「訪問系サービス」（これらを指定障害福祉サービスと言います。）及び「補装具」は市町村が実施主体に、また「自立支援医療」は都道府県が実施主体になります。

地域生活支援事業は、都道府県や市町村の事業として国から国庫補助金（裁量的経費・統合補助金）が支給され、都道府県や市町村が任意に実施していく事業です。

